

生活情報センターくらしかん公衆 Wi-Fi 設置及び 提供についての公募型プロポーザル募集要項

生活情報センターくらしかんでは来館者や貸室利用者が快適にインターネットをご利用いただけるよう、新たに公衆 Wi-Fi を設置します。つきましては同センターで実施する設置業務及び回線の提供・保守を行う専門事業者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1. 目的

来館した市民や貸室利用者が快適にインターネットを利用できるよう、新たに広く市民が利用できる Wi-Fi スポットを設置することにより、公共施設のデジタル化推進に寄与するとともに、来館者、利用者の利便性を向上させることを目的とする。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

業務の全てを専門の事業所により実施。実施業務に関わる内容は以下のとおり。

- ① Wi-Fi 設置の企画に係る業務
- ② インターネット回線、アクセスポイントの工事及び保守
- ③ 公衆 Wi-Fi を通じたインターネット環境の提供
- ④ 機材の手配
- ⑤ 無線通信回線のセキュリティ診断
- ⑥ その他設置、保守に係る業務

(2) 期間

契約締結日から 5 年程度。

ただし令和 4 年度以降については各年度における予算措置がされる場合に限る。

(3) 予算額

令和 3 年度における上限は、653,000 円（消費税込み）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 2 年度豊中市入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止

措置を受けていないこと。

(4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 大阪府内または生活情報センターくらしかんへ概ね1時間以内に到着できる場所に事業所を有していること。

4. 日程(いずれも、令和3年(2021年))

- | | | |
|-----------------|----------------|------|
| (1) 募集要項等の公表 | 5月17日(月) | |
| (2) 質問事項の締切 | 6月4日(金)午後3時必着 | (※1) |
| (3) 質問事項への回答 | 6月10日(木) | |
| (4) 応募書類提出期限 | 6月23日(水)午後3時必着 | |
| (5) 第1次審査(書類審査) | 6月下旬 | (※2) |
| (6) 第2次審査(書類審査) | 6月末 | (※3) |
| (7) 結果公表 | 7月上旬(予定) | |

- ※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません
- ※2 応募が 4 件以上となった場合は、提案金額による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査に進む提案者を選定します
- ※3 第 2 次審査は書類審査とし、提案内容と金額による評価を行います。
- ★設置場所となる生活情報センターくらしかんは事前にご連絡いただいたうえで、ご覧いただくことが可能です。ただし、各貸室は利用されている場合、ご覧いただけないことがあります。事前の連絡や貸室の利用状況等は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書をご提出ください	任意様式 ただし、A4 判 12 ページ以内
③	本業務の見積書 (*)	様式 2
④	本業務の見積の内訳書 (*)	任意様式
⑤	団体の概要書 (企業概要・類似業務の実績など) ※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴は必ず記載すること	任意様式
⑥	(任意) 関連する業務実績	任意様式
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 3

※見積書・見積の内訳書に記載の金額は、令和 3 年度分の金額を記載すること。なお、見積額の作成に当たっては、供用開始を 8 月 1 日とし、初期費用と月額料金が分かるように記載すること

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

また、検索できる形式で提案書を保存した PDF ファイルを併せてご提出ください。PDF ファイルの提出方法は、CD や DVD とした磁気ディスクを想定しています。

(3) 提出期限

令和 3 年 (2021 年) 6 月 23 日 (水曜日) 必着 (持込みの場合は午後 3 時まで)

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課

豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センター くらしかん内)

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

6. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

(1) 審査手順

くらしかん公衆 Wi-Fi 設置及び提供事業者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	120 点	<ul style="list-style-type: none">・使用するインターネット回線や Wi-Fi アクセスポイントの配置は利用者の利便性が高いものか・1つのアクセスポイントに同時に接続できる端末数や同時に 15 台の端末が接続された場合における通信速度は利用者の利便性が高いものか・ソフト面の仕様に対する対応状況は高い水準で使用を満たしているか
2. 業務実績	40 点	<ul style="list-style-type: none">・類似する業務の実績があるか
3. 費用	120 点	<ul style="list-style-type: none">・初年度の初期費用と月額使用料の総額が必要最低額に抑えられているか・2年目の運用費用は必要最低限に抑えられているか。 <p>※本業務の見積を勘案し、採点</p>

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で20点減点します

(3) 審査スケジュール

第1次審査

提案金額の上位3件を第2次審査の対象とします。なお、応募が3件以下の場合は第1次審査を省略し、全件第2次審査に進んでもらいます。

第2次審査

令和3年(2021年)6月末にくらしかん公衆 Wi-Fi 設置及び提供事業者選定委員会を開催し、提案書類による審査を実施します。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年(2021年)7月に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ・優秀提案事業者と評価点

- ・全提案事業者の名称（申込み順）
- ・全提案事業者の評価点（評価点順）
- ・優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ・審査委員会委員の氏名及び選任理由

7. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替えや再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

8. 契約について

優秀提案事業者と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

9. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん内）

豊中市市民協働部くらし支援課（担当：喜多、村井）

TEL 06-6858-6863

FAX 06-6858-5095

E-mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp